

長第 11260001 号
令和元年 12 月 10 日

各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者
各和歌山県所管介護医療院管理者
各和歌山県所管養護老人ホーム施設長
各和歌山県所管軽費老人ホーム施設長
各和歌山県所管有料老人ホーム管理者
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅管理者
各和歌山県所管指定居宅サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護予防サービス事業所管理者

様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
介護サービス指導室長
(公印省略)

介護施設における施設職員への予防接種について (通知)

平素より、県高齢者福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、県医務課長より別添のとおり通知がありましたので、内容について御了知頂くとともに、その取扱いについて適切に行っていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、和歌山県所管の指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所についても参考に送付している旨申し添えます。

介護サービス指導室
TEL : 073-441-2527 (直通)
FAX : 073-441-2523



医第11260001号
令和元年11月26日

介護サービス指導室長 様

医務課長
(公印省略)

介護施設における施設職員への予防接種について

件名のことについて、医師法第17条においては、「医師でなければ、医業をしてはならない。」とされているところです。

予防接種は医行為に該当し、同法同条のとおり医師が診察により当日の健康状態を把握した上で接種する必要があります。

つきましては、貴室におかれましては、御了知の上、施設職員の健康管理が適切に行われるよう貴室所管の介護保険施設等あて周知願います。



担当	医事調整班
	辻内・山門
TEL	073-441-2603
FAX	073-424-0425